資料4

# 特定地域型保育事業の確認に係る利用定員の設定について

平成30年7月26日

## 利用定員の設定について

- 子ども・子育て支援新制度においては、給付の実施主体である市町村が認可施設・認可事業者としての地位を有する前提で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の<u>利用定員を定めた上で確認</u>を行う。
  - ① 保育所型事業所内保育事業の利用定員は20人以上とする。
  - ② 利用定員は、O歳と1・2歳に区分して設定する。
  - ③ 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、認可定員を超えない範囲内で設定する。
  - ④ 申請者の意向を十分に考慮しつつ、最近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する。
- 利用定員を定めようとするときは、<u>子ども・子育て会議の意見を聴く</u>こととされている。

今回は、地域型保育事業者(新規の確認対象事業者)1者の利用定員について、子ども・子育て会議の意見を聴くものである。

## <参考:新規確認対象施設一覧>

【平成30年度】

#### ※網掛が今回の新規確認対象施設

(箇所)

平成30年8月における施設類型平成30年7月の施設類型	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型 認定こども園	移行する (した) 幼稚園	移行して いない 幼稚園	保育所	小規模保育 事業	事業所内保育 事業	認可外 保育施設	統合 • 廃園(休止)	<del>ii</del> +
幼保連携型認定こども園	(27)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27
幼稚園型認定こども園	_	(11)	-	_	-	-	_	-	-	-	11
保育所型認定こども園	_	-	(2)	-	-	-	_	-	_	-	2
移行する(した)幼稚園	_	-	-	(12)	_	-	_	-	-	-	12
移行していない幼稚園	_	-	-	-	(2)	-	_	-	-	-	2
保育所	_	-	-	-	_	(60)	_	-	-	-	60
小規模保育事業	_	_	_	-	_	_	(1)	_	_	_	1
認可外保育施設	_	_	_	_	_	_	_	1	(20)	_	21
計	27	11	2	12	2	60	1	1	20	0	136

【地区別】 (箇所)

【地区加】							(固別)
	幼保連携型 認定こども園	保育所型 認定こども園	移行する (した) 幼稚園	小規模保育 事業	事業所内保 育 事業	統合 • 廃園(休止)	内訳
東部	-	-	-	-	-	-	
南部・中部	-	-	-	-	1	-	(事業所内保育事業) キッズガーデンたんぽぽ
西部・北部	-	-	-	-	-	-	
浪岡	_	-	-	-	-	-	

## 新規の確認対象事業者の利用定員

No.	事業所の名称等	年齢区分 定員等	合計	1•2歳	O歳
	名称 キッズガーデンたんぽぽ	認可定員	20	14	6
1 地	事業の種類			14	6
	保育所型事業所内保育事業	利用定員のうち 地域枠	5	4	1
	地区 南部·中部	過去3年間の 平均利用人数	14	10	4

### 【利用定員設定の考え方】

- ① 利用定員は20人以上である。
- ② 利用定員は年齢区分(O歳、1·2歳)ごとに設定されている。
- ③ 利用定員は認可定員と一致している。
- ④ 過去3年間の平均利用人数と比較して、今回設定しようとする利用定員はこれを上回っているが、今回は新たに地域枠を設定するため、利用定員分の利用は見込まれる。



上記の考え方により、申請どおり利用定員を設定することとしたい。

## 2号認定及び3号認定の需給状況について

地区	認定区分		H30 量の見込 み	申請前の 利用定員	差引A	認可・確認申請に よる利用定員の 増減	認可・確認後 の 利用定員	差引B
		色刀	1	2	3= 2-1	4	⑤= ②+④	6= 5-1
	2号		712	723	11		723	11
東部	3	0歳	126	159	33		159	33
	号	1•2歳	504	428	△76		428	△76
	2号		1,563	1,597	34		1,597	34
南部• 中部	3	0歳	231	372	141	6	378	147
	号	1•2歳	1,008	903	△105	14	917	△91
	2号		1,258	1,203	△55		1,203	△55
西部• 北部	3	0歳	145	253	108		253	108
1.0 [4]	号	1•2歳	826	702	△126		702	△126
	2号		323	320	Δ3		320	Δ3
浪岡	3	0歳	29	71	42		71	42
号	号	1•2歳	187	203	16		203	16

<sup>○</sup> 今回申請があった施設が所在する南部・中部地区において、確認申請前の需給状況は、差引Aのとおり、3号(1・2歳)において、利用定員が量の見込みを下回っているため、申請のとおり利用定員を定めることで、不足している利用定員の一部を解消することができる。

<sup>○ 3</sup>号(O歳)については、利用定員が量の見込みを上回っているものの、O歳については年度末にかけて需要が大きくなることが想定されるため、今回の申請のとおり利用定員を定めることで、これに一部対応することができる。